

事業収入における必要経費の取扱いについて

- ・ 扶養認定で認められる必要経費とは、利益を得るための必要最小限の必要経費として、共済組合が認めるものに限り、所得税法上の必要経費とは異なります。
- ・ 収入額は「総収入 － 仕入額 － 必要経費」で算出するが、必要経費として認められるものについては次のとおりとする。

収支内訳書（一般用）

科目	認・否	
売上原価	○	
給料賃金	○	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	
利子割引料	×	
その他の経費	租税公課	×
	荷造運賃	×
	水道光熱費	△
	旅費交通費	×
	通信費	×
	広告宣伝費	×
	接待交際費	×
	損害保険料	×
	修繕費	○
	消耗品費	○
	福利厚生費	×
	雑費	×

収支内訳書（農業用）

科目	認・否	
雇人費	○	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
その他の経費	租税公課	×
	種苗費	○
	素畜費	○
	肥料費	○
	飼料費	○
	農具費	○
	農薬衛生費	○
	諸材料費	○
	修繕費	○
	動力光熱費	○
	作業用衣料費	×
	農業共済掛金	×
	荷造運賃手数料	×
	土地改良費	○
	ライスセンター使用料	○
	用水利費	○
	作業委託費	○
雑費	×	

収支内訳書（不動産用）

科目	認・否	
給料賃金	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	
借入金利子	×	
その他経費	租税公課	×
	損害保険料	×
	修繕費	○
	雑費	×

- ※ 1 ○は認められる経費、×は認められない経費
- ※ 2 △は家計消費分と事業所分とが明確に区分されている場合のみ認める。
- ※ 3 親族間の給料賃金は必要経費としない。
- ※ 4 この一覧表に記載されていない経費については、組合が個別に判定する。